

香川県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例案について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

香川県警察本部生活安全部人身安全対策課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-833-0110/FAX:087-833-2231

E-mail:jinshinzen@pref.kagawa.lg.jp

令和元年12月9日から令和2年1月8日までの1カ月間、香川県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例案について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、8人から20件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人	8件
企業	0件
団体	0件
合計	8件

〈提出されたご意見の数〉

卑わいな行為の禁止に関する事	4件
嫌がらせ行為の禁止に関する事	6件
その他	10件
合計	20件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
卑わいな行為の禁止に関すること	
盗撮について自宅の一部分だけでなく、自宅全ての場所、敷地内全てでの盗撮を取り締まってほしい。（同趣旨ご意見1件）	改正条例案では、県内の迷惑行為の発生実態等を踏まえて規制場所を拡大し、住居内の便所等人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態での盗撮行為を規制することとしました。
公衆利用の限定を外すと保護法益も変わることになります。公共の場所での盗撮行為は、保護法益は社会秩序の平穩の維持であり、事務室のトイレや個人住宅内の浴室等の私的な場所の場合、保護法益は個人の裸のプライバシーになります。衣服をつけない場所の盗撮規制拡大にあたり、「公衆が利用できる場所」と「会社事務所や住居等の私的な場所」とで規定を2つに分け、後者については、親告罪とするほか親族間の刑の免除の規定を置くことを要望します。	この条例は、盗撮行為を規制することによって県民等の平穩な生活環境を保護することを目的としており、公共の場所と私的な場所において共通するものと考えます。盗撮事案の被害者は精神的にも被害を負います。被害者の精神的な負担を軽減するためにも親告罪として加害者の訴追や処罰を被害者の意思に委ねることは適当ではないと考えます。また、刑の免除についても、刑法の刑の減免とは性質の異なるものであることから適当でないと考えます。
盗撮目的で撮影機器を向ける行為や設置する行為の規制には反対である。盗撮目的の判断が捜査機関の恣意的な判断に利用される可能性がある。盗撮準備行為の規制は、憲法の保障する幸福追求の権利や表現の自由に対する過度な規制であり、本案から削除することを求めます。	盗撮目的の立証に当たっては、被害者の申告や関係者からの聴取内容、目撃者の目撃状況、防犯カメラ映像の精査等所要の捜査により適正に行われるため、捜査機関の恣意的な判断に利用されることはありません。
嫌がらせ行為の禁止に関すること	
正当な理由なく悪意の感情を持って住居等につきまとい、みだりにうろつく行為を追加してほしい。	改正条例案では、正当な理由がないのに、同一の者に対し、つきまとい、住居等の付近をみだりにうろつくことを規制することとしました。
ストーカー規制法と全く同じ嫌がらせ行為の規制にしてほしい。（同趣旨ご意見4件）	改正条例案では、県内の迷惑行為の発生実態等を踏まえて、住居等の付近をみだりにうろつくことや拒まれたにもかかわらず電子メールの送信等をするを規制することとしました。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
その他	
イベント等における子どもの無断容姿撮影、インターネット等への無断投稿を規制できるよう条例に盛り込んでほしい。	今回の改正では、県内の迷惑行為の発生実態等を踏まえて、盗撮行為の規制対象場所の拡大、盗撮目的で写真機等を「向ける行為」や「設置する行為」の追加、嫌がらせ行為の追加を行うこととしました。
嫌がらせ行為をするおそれがある者であることを知りながらその者に対して、当該嫌がらせ行為の相手方の氏名、住所、その他の情報を提供することを禁止する情報提供の禁止を香川県も導入してほしい。	いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。
罰則を東京都や大阪府のように最高2年以下の懲役又は100万円の罰金に引き上げて厳罰化してほしい。（同趣旨ご意見3件）	
ストーカー規制法と同じ様な援助を受けられるよう充実させてほしい。（同趣旨ご意見3件）	現行の条例においても援助の規定が設けられています。